平成３０年（フ）第３０号
滋賀県東近江市政所町982番地、前住所大津市北比良1043番地の62
債務者　庭工房ギャラリー季気こと　清水美紀子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植平　朋行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４８２号
大阪市北区西天満４丁目11番２―607号、前住所東京都文京区水道２丁目４番12―904号
債務者　高島　智邦
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　億　　智栄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５９４号
大阪府枚方市津田南町２丁目34番５号
債務者　松浦　康浩
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６１０号
大阪府岸和田市春木大国町４番19号
債務者　江西　憲一
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６１１号
大阪府岸和田市春木大国町４番19号
債務者　江西ひとみ
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第６１２号
大阪府岸和田市下池田町２丁目９番31号
債務者　江西　　功
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第４８号
大阪府岸和田市別所町３丁目15番36号
債務者　中村　利枝
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺井　昭仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第４５号
神戸市東灘区住吉台４番６―604号
債務者　いちだいこと　前田　邦博
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大上　岳彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６２号
神戸市須磨区高尾台３丁目４番27号、住民票上の住所神戸市須磨区飛松町２丁目１番18号
債務者　西井正一郎
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８５号
神戸市垂水区小束山３丁目８番地の20
債務者　上阪　真吾
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西川　精一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９０号
兵庫県伊丹市西野７丁目３番地１　マイシティ武庫川レックスマンションＡ―910号、事業所住所兵庫県尼崎市塚口町４丁目43番19号
債務者　花きゃべつこと　古川　泰浩
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　敦史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３１８号
和歌山市古屋434番地２
債務者　井上　耕作
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３１９号
和歌山市古屋434番地２
債務者　井上志げ代
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３４２号
和歌山市北野423番地５
債務者　二之段義夫
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３４３号
和歌山市北野423番地５
債務者　二之段敏美
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３６０号
和歌山市舟津町２丁目９番地１
債務者　大平喜代美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３８１号
和歌山市鳴神952番地１　市住３棟333号
債務者　藤本　　進（旧姓富山）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係